資 料-5

平成25年10月7日 **復興加速化会議(第2回**)

# 福島県の復旧・復興状況について

- ●復旧復興の進捗状況 [資料1]
- ●復興円滑化のための工夫 [資料2]
- ●人、資材等の現状[資料3]
- ●災害公営住宅[資料4]







# 復旧復興の進捗状況

**復興計画の 3つの基本理念** 「福島県復興計画」(平成23年12月策定)

- 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 誇りあるふるさと再生の実現

復旧	・復興	福島県土木部
1>	フォメー	ーション

福島県土木部の復興の状況について、定期的にお知らせしてます。

# ■夏井地区海岸において、堤防の主材料CSG約40,000m3の打設が完了しました

平成25年8月9日(金)、堤防の主材料であるCSG(震災コンクリートガラにセメント・水を練り混ぜたもの)の打設を無事終えました。堤防延長L=920m、体積60,000m3(CSG堤40,000m3、土堤20,000m3)を5ヶ月間で施工しました。



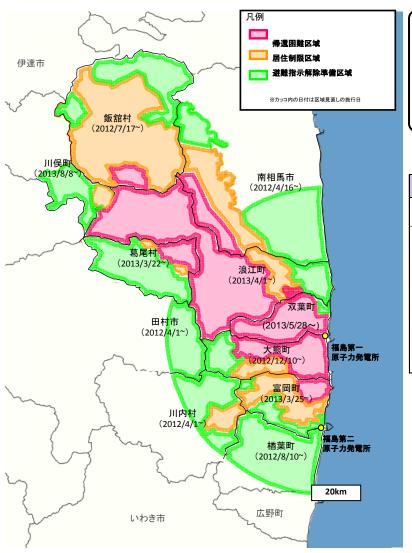
## ■一般県道 泉岩間植田線が再開通しました

泉岩間植田線(岩間~小浜間)において舗装工事が完了し、 平成25年6月19日に再開通しました。



「一日   10   10   10   10   10   10   10   1							
	項目		進捗率	復旧・復興の状況 /被害状況	警戒区域内の状況等		
	公共土木施設等災害復旧	【着工】	73.9%	工事着手1,500か所/海岸、道路、港湾、漁港等施設の災害復旧を要する箇所2,031か所(査定継続実施中)(H25.7.10現在)	二次災害の防止等、必要な応急対策を		
		【完了】	51.8%	工事完了1,052か所/海岸、道路、港湾、漁港等施設の災害復 旧を要する箇所2,031か所(査定継続実施中)(H25.7.10現在)	実施		
	海岸施設(堤防等)の復 旧	【着工】	56.0%	海岸施設(堤防等)復旧着手地区42地区/被災海岸75地区(警戒区域等除ぐ)(H25.6月末現在)	二次災害の防止等、必要な応急対策を		
		【完了】	0.0%	海岸施設(堤防等)復旧完了地区0地区/被災海岸75地区(警戒区域等除く)(H25.6月末現在)	実施		
	防災緑地の整備状況	【着工】	0.0%	工事着手地区数0地区/工事予定地区数10地区 (用地取得中であり、H25下半期から順次工事着手予定)	南相馬市小高区、浪江町、富岡町、楢 葉町については、現在、復興まちづくり		
		【完了】	0.0%	工事完了地区数0地区/工事予定地区数10地区	計画内容を検討中。その他の町については、現在のところ未定。		
	海岸防災林の再生・復旧	【着工】	50.0%	工事に着工した地区3地区/計画決定防災林6地区(H25.6月末 現在)	浪江町、富岡町、楢葉町については、現 在、復興まちづくり計画で内容を検討		
道路		【完了】	0.0%	工事が完了した地区0地区/計画決定防災林6地区(H25.6月末 現在)	中。南相馬市小高区、楢葉町以外の町 については、現在のところ未定。		
・海岸・鉄道等	常磐自動車道整備状況	【着工】	100.0%	着工延長128km/総整備延長128km(県内延長)	・避難指示区域内区間約42km ・開通目標→広野IC~常磐富岡IC:平成25年度内、浪江		
		【完了】	50.8%	開通延長65km/総整備延長128km(県内延長)	IC~南相馬IC:平成26年度内、常磐富岡IC~浪江IC:平成26年度内を目指す他の供用区間から大きく遅れない時期		
	東北中央自動車道(福島~米沢間)	【着工】	100.0%	着工延長17km/総整備延長17km(県内延長)	・全線供用開始→平成29年度目標		
		【完了】	0.0%	開通延長 0km/総整備延長17km(県内延長)	- 主線供用開始→平成29年度日標		
	東北中央自動車道(相馬~福島間)	【着工】	75.6%	着工延長34km/総整備延長45km			
		【完了】	0.0%	開通延長 0km/総整備延長45km			
	JR常磐線運行再開状況		52.3%	県内運転再開距離69.3km/運休距離132.6km	・帰還困難区域内運休距離20.8km (H25.7.1現在) ・相馬以北の運転再開時期、平成29年		
					春頃		
	JR只見線運行再開状況		70.9%	県内運転再開距離67.4km/運休距離95km	・広野・竜田駅間は平成26年春の楢葉 町の帰町判断に合わせて運転再開予 定		
	復興まちづくり(防災集 団移転)	【着工】	35.0%	造成工事に着手した地区数21地区/集団移転促進事業計画について 国土交通大臣の同意を得た地区数60地区			
		【完了】	6.7%	造成工事が完了した地区数4地区/集団移転促進事業計画について国 土交通大臣の同意を得た地区数60地区			
<b>₩</b> ;	- 京阜県の復興の状況!	こつい	て データなと		「ふく」。丰海卿のおゆみ」		

※福島県の復興の状況について、データなどによりわかりやすくお知らせするための「ふくしま復興のあゆみ」から抜粋。 **1** 





### 県内11市町村の避難区域再編の状況

平成23年	平成24年	平成25年
12月	4月 7月8月 12月	3月4月5月 8月
表(16温)	17 10 10 1 16 日 日	C 1 28 8 22 25 日 日 日 日 日
日)「の原子炉のパの原子炉の	川田南   飯 楢     内村相   舘 葉   熊     村市馬   市	葛富 江葉 保   尾岡 町町 町   村町





# 復興円滑化のための工夫

## 【入札制度】

- ●県内企業の活用
- ●事務手続きの簡素化 入札時提出書類の省略化は随意契約 契約までの時間短縮

災害復旧工事

- ●大規模工事における公募型随意契約の実施
- ●より詳細な発注見通しの公表(県)
- ●地域要件、格付要件の弾力的な運用  $(H25.4\sim)$
- ●最低制限価格等の見直し(H25.9~)
- ●福島県版復興JV制度の充実(H25.9~)

福島県建設工事復旧・復興 本庁(地方)連絡協議会で の受発注者間の連携



## 【施工体制の確保】

- ●十分な技術者・労働者の確保
- ●発注規模の適正化
- ●発注時期の平準化
- ●柔軟な工期の設定
- ●資機材の調達・調整 (H25.9~)

被災三県による 国への支援要請



## 福島県復旧・復興工事の推進

基本理念:福島県民の力で、復旧・復興工事を限ら

れた期間の中で着実に推進する。

標: 平成27年度末までに復旧工事を完了さ

せるとともに復興工事を本格化する。

計画期間: (復旧) H23~H27

(復興) 復旧完了箇所から順次

施策体系: 4つの視点及び4つの重点連携を

中心とした施策体系



発注者(県・市町村) 間の積算手法等の連携 (共通化・統一化等)

#### 【凡例】

〇:未実施

●:実施済み

口:国対応で未実施

■:国対応で実施済み

■:国対応で実施不十

## 【規制緩和等】

- ●現場代理人の常駐義務の緩和
- ●恒常的な雇用関係の緩和
- ●専仟の技術者が兼務できる工事の要件緩和  $(H25.9\sim)$



被災三県(東北六 県)の連携

## 【適切な工事価格の算出】

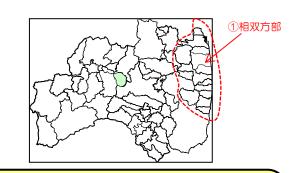
- ●実勢資材価格の速やかな反映
- ●現場条件に応じた適切な設計変更
- ■実勢を反映した設計労務単価の見直し
- ■被災地以外からの労働者確保を図るため の宿泊費用等の計上
- ■インフレ条項の適用
- ■復興歩掛の適用(H25.10~)



## 資材対策状況

## ○復旧・復興地方連絡調整会議及び建設資材作業部会の活動

- ・復旧・復興工事を効率的・効果的に実施するため、発注者、受注者が入札の不調の防止に向けた取組みについて意見交換を行う等の連携を図る事を目的に県内8方部に復旧・復興地方連絡協議会を設置(H23.12~)
- ・生コンクリート等の建設資材不足などが懸念されている方部について、建設資材作業部会を設置(H24.6~)



## 相双方部における資材需給状況及び対策

### ○生コンクリート不足が続いている

- 1) 既設プラントの出荷量増加砕石の一部を県外から調達
- 2)ミキサー船の活用

#### 3) 仮設プラントの設置

·H25年9月5日出荷開始

会 社 名: 相双地区復興生コン有限責任組合

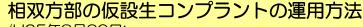
運営主体: 地元建設会社 10者 既設生コン会社 2者

の共同出資

・砕石の不足分を圏外から調達

#### ○捨石不足が続いている

・不足分は圏外から調達



(H25年8月30日:

復旧・復興相双地方連絡協議会で確認)

①生コンの需要計画の把握



②定期的に建設資材作業部会を開催し,既設及び仮設 生コンプラント使用工事の調整。

【建設資材作業部会(発注者+生コン会社)】 ※仮設生コンプラントを使用する工事は、生コン 不足の要因となっている、復旧・復興工事等を 優先して考える。



#### (3特記仕様書への明記【各発注機関】

- ・発注機関は、使用する生コンが仮設プラントか 既設プラント明記。
- ・受注者は、契約後協議により生コンの調達先を 仮設プラントから既設プラントに変更すること ができる。
- ・既設プラントから仮設プラントへの変更も同様 とする。





# 災害公営住宅

#### <復興公営住宅等の整備状況>

区分	計画戸数	完成戸数
地震・津波 被災者向け	11市町で計2,691戸を整備予定。	80 (市町村営のみ)
原発避難者向け	第1次分として平成27年度までに概ね3,700戸を整備予定。 ※平成24年度に500戸の整備に着手済み。 (いわき市250戸、郡山市160戸、会津若松市90戸)	0



〈仮設住宅整備状況:16,800戸〉





- ■長期化する避難生活の不安解消を図るため、復 興公営住宅の整備を推進。
- ■県では、平成27年度までに約3700戸の復興公営 住宅等を整備する第1次計画を決定。
- ■既に昨年度から500戸の整備に着手しており、 平成26年度から順次、入居開始できる見込み。